

# 国の重点支援地方交付金活用事業 物価高騰支援制度のお知らせ

## 令和8年1月【第23報】



### 1. 経済・生活面の支援

- 水道料金減免事業
- 宿泊促進支援事業
- ひとり親世帯生活費支援給付金事業
- 低所得世帯物価高騰対策給付金事業

p. 1  
p. 1  
p. 2  
p. 2

### 2. 中小企業者等への支援

- 中小企業等経営継続・成長支援事業
- 経営力強化・省エネ設備等導入支援事業
- 貨物自動車運送事業者支援事業
- 酒造事業者物価高騰対策支援事業
- 養豚経営飼料高騰対策支援事業

p. 3  
p. 3  
p. 4  
p. 4  
p. 4

## 1. 経済・生活面の支援

### 水道料金を減免します

問



上下水道部経営課  
☎42-1130

#### ◆水道料金の減免とは

物価高騰により市民生活や事業者の経済活動に影響をもたらしている状況を踏まえ、水道使用者の経済的負担を軽減するため、水道料金の一部を減免するものです。

#### ◆対象となる方は

水道使用者

※官公庁など公的機関・施設及び指定管理料を支出している指定管理施設を除く。

#### ◆減免内容は

水道料金の令和8年2月請求及び3月請求のうち、基本料金を減免します。

#### ◆申請方法は

申請は不要です。

### 温泉宿泊施設及びビジネスホテル等の 宿泊料金の割引助成をします

問



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

#### ◆宿泊料金の割引助成とは

市内の温泉宿泊施設及びビジネスホテル等の宿泊者に対して、宿泊料金の割引等を行います。

#### ◆対象となる施設は

本事業に参画する市内温泉宿泊施設及び市内のビジネスホテル等

#### ◆実施期間は

令和8年5月1日から9月30日まで

※詳細は、市公式ウェブサイト等でお知らせします。

#### ◆利用方法は

期間中に、対象施設に申し込みください。

#### ◆支援内容は

##### ◇宿泊料金割引（温泉宿泊施設）

##### (1) 対象施設

市内の温泉宿泊施設で、「宿泊促進支援事業」に参画する温泉宿泊施設

##### (2) 助成内容

宿泊料金が5割引きになります。

※割引額は5,000円が上限です。

##### (3) 割引対象者

宿泊代表者が、市民又は市内の事業所に勤務する方

##### ◇宿泊料金割引及びクーポン券配布（ビジネスホテル等）

##### (1) 対象施設

市内のビジネスホテル等で、「宿泊促進支援事業」に参画するビジネスホテル等

##### (2) 助成内容

宿泊料金を1,000円割引し、併せて食事・土産等の代金として1,000円分のクーポン券を配布します。

##### (3) 割引対象者

市内のビジネスホテル等に宿泊する方

## ひとり親世帯生活費支援給付金を 給付します

問



市民生活部子育て支援課  
☎22-2360

### ◆ひとり親世帯生活費支援給付金とは

物価高騰の影響が長期化し、その影響が幅広い世帯に及ぶ中、特にその影響を強く受けているひとり親世帯へ支援金を給付することにより、経済的負担の軽減を図るものです。

### ◆対象となる方は

令和8年1月期の児童扶養手当が支給された世帯

### ◆給付金額は

1世帯あたり 10,000円

### ◆申請方法は

申請は不要です。児童扶養手当の振込口座へ振り込みします。

### ◆給付の時期は

令和8年2月下旬に対象者へ「お知らせ」を送付し、令和8年3月中旬に振り込み予定です。

## 世帯全員が住民税非課税となった世帯に 低所得世帯物価高騰対策給付金を支給します

問



市民生活部社会福祉課  
☎22-1340

### ◆低所得世帯物価高騰対策給付金とは

長期化する物価高騰の影響を受け、生活に不安を抱える非課税世帯を支援するため、支援金を支給することにより、経済的負担の軽減を図るものです。

### ◆対象となる方は

令和7年12月1日時点で、市内に住所登録のある世帯で、世帯全員が令和7年度の「住民税非課税」の世帯。

ただし、住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成する世帯は、対象外となります。

### ◆給付金額は

1世帯あたり 10,000円

### ◆手続き方法は

対象要件に該当する世帯及び可能性のある世帯に対し、2月中旬に下記の書類を送付します。

対象要件に該当すると思われる世帯で、通知が届かない場合は、社会福祉課までお問合せください。

#### (1) お知らせ

【非課税世帯でこれまでに世帯主名義の口座で給付金を受けたことがある世帯】

#### (2) 確認書

【非課税世帯でこれまでに給付金を受けたことがない世帯またはこれまでに給付金を受けたことがあるが、世帯主以外の名義の口座でしか受けたことがない世帯】

#### (3) 申請書(請求書)

【課税状況不明者がいる世帯】

※世帯員に令和7年度住民税の課税状況が確認できない方(転入者や未申告者等)がいる世帯

### ◆申請期限は

令和8年5月29日です。

### ◆申請に必要なものは

#### (1) 「お知らせ」が送付された世帯

※手続き不要ですが、「お知らせ」に記載した要件に該当しない場合や、記載した振込口座を変更する場合は、社会福祉課へご連絡ください。

#### (2) 「確認書」が送付された世帯

◇確認書

◇本人(代理人)を確認できる書類の写し

◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

※代理人による受領の場合は、本人と代理人のそれぞれを確認できる書類の写しが必要となります。

#### (3) 「申請書(請求書)」が送付された世帯

◇申請書(請求書)

◇本人(代理人)を確認できる書類の写し

◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

◇その他課税内容が分かる書類等

### ◆給付の時期は

令和8年3月17日より順次振り込みします。

※お知らせに記載した振込口座を変更した場合は、別途お手続きが必要となるため、給付予定日より大幅に遅れる場合があります。

※確認書および申請書(請求書)による申請者は、申請を受理した日から概ね3週間後(提出書類に不備等がない場合)に振り込みます。

※原則、世帯主名義の口座へ振り込みとなります。

※詳しくは、2月中旬にお手元に届いた各種書類をご確認ください。

## 2. 中小企業者等への支援

### 中小企業等経営継続・成長支援金を交付します

問



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

#### ◆中小企業等経営継続・成長支援事業とは

物価高騰等の影響により厳しい経営状況にある市内の中小企業及び小規模事業者が、販路開拓や生産性向上など、経営の継続と成長に向けた前向きな取組に要する経費の一部を交付するものです。

#### ◆対象事業者は

市内に事業所等を有し、物価高騰等の影響により営業利益率が減少している事業者

※大企業は対象外

#### ◆申請期間は

令和8年2月27日から5月29日まで

#### ◆申請先は

産業戦略課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードするか産業戦略課で配布します。

#### ◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書
- ◇事業計画書
- ◇収支予算書
- ◇営業利益率が減少していることの報告書
- ◇補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- ◇その他市長が必要と認める書類

#### ◆支援内容は

##### ◇支援対象経費

販路開拓、生産性向上、新商品・新役務の展開に要した経費

##### 【販路開拓】

- 例) ・新たに実施するSNS広告、チラシ作成、ホームページ新設
- ・展示会、商談会への出展

##### 【生産性向上】

- 例) ・セルフオーダー用端末やキャッシュレス化に必要な設備の導入
- ・商品の付加価値を高めるための生産設備の導入

##### 【新商品・新役務の展開】

- 例) ・新メニューや試作品の開発
- ・新たに実施するネット通販、テイクアウト、キッチンカーでの移動販売

##### ◇支援金の額

対象経費の2/3以内の額を助成

※上限額 100万円、下限額 10万円

※県補助と併用は不可

### 経営力強化・省エネ設備等導入支援金を交付します

問



商工観光部田園観光課  
☎22-1151

#### ◆経営力強化・省エネ設備等導入支援金とは

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内観光事業者（宿泊施設・飲食店等）の労働生産性を高める高付加価値化改修、観光DX推進や、エネルギーコストを構造的に削減する省エネ設備導入を支援し、持続可能な経営基盤の確立を目指すものです。

#### ◆対象事業者は

- (1) 市内の温泉宿泊事業者
- (2) 市内のビジネスホテル事業者等（民泊事業者含む）
- (3) 市内の観光事業者

#### ◆申請先は

田園観光課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードするか田園観光課で配布します。

#### ◆申請期間は

令和8年5月1日から6月30日まで

#### ◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書
- ◇事業計画書
- ◇収支予算書
- ◇補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- ◇その他市長が必要と認める書類

#### ◆支援内容は

##### ◇支援対象経費

高付加価値化・食の多様性対応の推進、経営力強化に向けた観光DXの推進、施設の省エネ対策に資する設備・備品の購入・設置に要した経費

##### 【高付加価値化・食の多様性対応の推進】

インバウンド誘客を見据えた客室等の高付加価値化改修、ユニバーサルデザイン化（多言語化・バリアフリー）改修など

##### 【経営力強化に向けた観光DXの推進】

多言語対応のAIシステム、モバイルオーダーシステム導入 など

##### 【施設の省エネ対策に資する設備・備品の購入・設置】

省エネ型空調、高効率エアコン、省エネ型ボイラー・配管、二重サッシ等の高断熱窓、LED照明機器、太陽光発電、蓄電設備、節水トイレ など

##### ◇支援金の額

対象経費の2/3以内の額を助成

※上限額 100万円、下限額 10万円

※他の補助と併用は不可

## 貨物自動車運送事業者支援金を交付します

問



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

### ◆貨物自動車運送事業者支援金とは

エネルギー等の物価高騰に伴う事業者への経営に及ぼす影響を緩和し事業継続を図るため、事業用車両の保有台数に応じて支援金を交付するものです。

### ◆対象事業者は

市内に事業所等を有し、貨物自動車運送事業を営む事業者 ※大企業は対象外

### ◆支援内容は

#### ◇対象車両

貨物自動車運送事業のため保有する事業用車両。

※事業用車両は令和7年7月から令和7年12月までの間、事業のために使用していること。

#### ◇支援金の額

軽自動車以外 10,000円/台  
軽自動車 5,000円/台

### ◆申請期間は

令和8年2月12日から3月31日まで

### ◆申請先は

産業戦略課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードするか産業戦略課で配布します。

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇交付対象車両一覧
- ◇貨物自動車運送事業の許可書の写し
- ◇対象車両全ての車検証等の写し及び写真

## 酒造事業者物価高騰対策支援金を交付します

問



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

### ◆酒造事業者物価高騰対策支援金とは

米の価格高騰に伴う事業者への経営に及ぼす影響を緩和し事業継続を図るため、原料米の購入に要する経費のうち、令和6年産米からの価格上昇分の一部について支援金を交付するものです。

### ◆対象事業者は

市内に事業所等を有し、清酒製造事業を営む事業者

### ◆支援内容は

#### ◇支援金交付対象経費

令和7年産の酒米（契約及び支払済）

※令和8年2月末まで仕入れたもの。

#### ◇支援金の額

【県内産米】

県支援金 × 1 / 2 の額

【県外産米】

6,600円(※) × 購入数量 × 1 / 2 の額

※県支援事業 酒造好適米単価

### ◆申請期間は

令和8年2月12日から3月31日まで

### ◆申請先は

産業戦略課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市公式ウェブサイトからダウンロードするか産業戦略課で配布します。

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇宮城県産清酒生産基盤強化支援事業費補助金の交付決定通知書の写し
- ◇令和7年産の酒米の仕入量の分かる書類等

## 養豚経営飼料高騰対策支援金を支給します

問



農林振興部林業畜産課  
☎22-1136

### ◆養豚経営飼料高騰対策支援金とは

配合飼料価格高騰の影響を受けている養豚経営において、生産基盤の維持及び経営の安定化を図るため、支援金を支給するものです。

### ◆対象となる方は

市内に住所を有し養豚経営を営む個人、または市内に主たる事業所を有し養豚経営を営む法人

### ◆申請期間は

令和8年2月20日から3月31日まで

### ◆申請先は

林業畜産課へ提出してください。

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書 ※対象となる方に送付します。
- ◇本人確認書類（保険証、運転免許証等の写し）  
※法人の場合は定款または規約の写し
- ◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

### ◆支援金の額は

毎年実施している「家畜飼養頭羽数調査」の頭数に3,800円を乗じた金額。ただし、経営規模に応じ下記上限額を適用する。

【上限】 50万円（1～1,000頭）  
100万円（1,001～5,000頭）  
200万円（5,001頭以上）